

海津市団体運営補助金交付基準

平成 23 年 10 月

第 1 交付基準策定の背景

本市の厳しい財政状況では、補助金においても削減・廃止・統合などの総合的な整理を図る必要があるが、単に補助金の削減そのものを目的とするわけではなく、限られた財源を有効に活用し、補助金の効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう補助金交付基準を策定するものとする。

現在、本市は補助金の交付に関する統一的な基準を設けておらず、条例・規則・各課制定の要綱で規定しているのみである。そのため、真に必要な補助金かどうかの判断は、各部局による判断となり、基準に基づいた公正な判断にはなっていない。

そこで、既存の補助金の必要性を見極めるとともに、新設の補助金の要望についても、統一的で明確な基準で審査する目的で補助金交付基準を策定する。

第 2 補助金の定義

補助金は、本市が、団体又は個人の行う特定の事業に対し公益上必要があると認めた場合に、その事業の効果的、効率的達成のために相当の反対給付を受けることなく、交付する給付金であり、地方自治法第 232 条の 2 において、「公益上必要がある場合」に限られている。

また、補助金は本来、具体的な事業費を対象に補助されることが適当であり、事業に対する予定が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が財政的な支援をすることが必要と判断された場合に補助金が交付されるべきである。

したがって、前記の「事業費補助への移行」の考え方から、補助金のうち補助の適否判断の基準を早急に設ける必要がある。「団体運営費補助金」について、この基準における「補助金」と定義し見直すこととし、段階的に見直していくべきである。

また、団体の運営に必要な経費に対する補助金を、本市では次のように①～③の分類を行う。なお、事業費補助については、規則・要綱に基づき実情に合わせて所要額を補助するものとする。

- ①奨励的補助金 団体が自主的、任意的に行う事業で、公益性が高く、本市の奨励する事業に対して、資金援助的に補助するもの。
- ②協働的補助金 団体・市が互いに資金、労力等の負担提供を行い、協働により活動を展開するもので、政策誘導的な補助金。

- ③負担的補助金 本来、市が行うべき事業を団体が行うもので、負担的要素の強い補助金。(委託できるものは原則委託料で取り扱うものとする。)

第3 評価項目

補助金交付の基準は、公益性、効率性、公平性、優先性、必要性の観点から、考え方の概要は次のとおりとし、各事業の詳細な評価は「海津市補助金チェックシート」によるものとする。

(公益性)

補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、その判断については、次のとおりとする。

- ① 多くの市民に還元する事業の効果が、市の行政目的の達成につながる。
- ② 市民福祉の向上、地域の活性化に寄与し、多くの市民がその利益を享受することができる。
- ③ 本市の自然、歴史を生かした取組であり、その効果により、市の行政目的の達成に寄与するもの等。

そこで、「市の総合計画等に適合した取組であるか」「市民福祉の向上、地域の活性化、市勢の発展に寄与するか」などの視点を中心に評価基準を設定する。

(効率性)

最少の経費で最大の効果をあげるために、補助金が効率よく運用されているかを評価するうえで必要な項目である。補助金は、その事業の目的の達成のために効率的に活用されなければならない、社会情勢の変化等に対応して、適正な見直しがされていることが重要である。

そこで、「具体的な費用対効果があるか」「市が直接行うよりも効率的かつ効果的か」などの視点を中心に評価基準を設定する。

(公平性)

補助金は、市民の税金をもって財源としていることから、その活用について公平性を確保する必要がある、そのために、次のことに留意する。

- ① 補助を受けた団体は、原則として公表できる決算報告等を行うこと。
- ② 活動内容が、広く地域に認知されていること。
- ③ 団体構成員が会費等の適正な負担を行っていること。

そこで、「決算書等で用途の確認をしているか」「補助事業者が適切な受益者負担を行っているか」などの視点を中心に評価基準を設定する。

(優先性)

補助金は、目的が明確で終期についての明確な期間設定がないと既得権化する恐れがあるため、恒常的に支出する補助金は優先性や緊急性が薄いものと判断する。特に新規の補助金については、優先性がない場合は現在の財政状況を考慮すれば採択すべきではないが、もし採択する必要がある場合も終期を設定する。

先延ばしできない緊急性がある場合、周辺地域等との比較において明確な理由が認められる場合は、市として優先的に援助する必要がある。

そこで、「事業の目的・効果に緊急性が認められるか」「周辺地域等と比較して、強化・補完する取り組みであるか」などの視点を中心に評価基準を設定する。

(必要性)

公益性がある事業を行う団体が、その事業を廃止することで、行政に多大な影響があると認められる場合は、市として補助することが必要になる。

そこで、「市以外に費用負担すべき機関がないのか」「本来、市が行うべき事業を負担しているか」などの視点を中心に評価基準を設定する。

第4 交付期間

補助が長期にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表面化している。このことから、補助金については、適切な見直しを逐次行い、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。

新たな補助金については、開始時に、また既存の補助金についても終期を設定し、更新が必要な場合は、必ず見直しを行うものとする。

なお、交付団体も原則として3年以内には補助金依存から脱却できるよう自助努力を求めていく。

第5 補助対象外経費

補助対象外経費は、以下のとおりとする。ただし、協働的補助金は②から⑥のみとし、負担的補助金についてはこの限りではない。

- ①人件費 (団体を運営させるための人件費。ただし、市が指定した団体(社会福祉協議会等)は除く。)
- ②交際費
- ③慶弔費
- ④飲食費 (会議等のお茶代、講師の弁当やレセプション事業、給食事業などの事業自体が飲食に関わるものを除く。)

⑤懇親会費

⑥その他 社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

第6 交付要綱の制定

補助金の交付は、補助金交付要綱に基づいて行うが、交付する目的や効果などを検証し、実態にあうように適宜改正を行うものとする。

補助金交付要綱を制定する場合は、次に掲げる規定を設けることを原則とし、その他必要事項を加えて制定することとする。

①目的 補助金の必要性や効果など、その目的を明確に規定すること。

②事業内容 補助金の事業名称を規定すること。

③交付期間 開始から終了までの期間や年度を設定すること。

④対象経費 事業ごとに対象経費を定めている場合、事業名称を規定すること。

⑤補助金交付 補助金を定率で交付している場合はその率を、定額交付している場合は算定根拠について規定すること。

⑥決算報告 補助金の交付を受けた年度の決算が終了したときは、その決算内容を明記した資料を市に報告することを示す。

⑦返還 交付要綱への違反等、補助金の交付が不相当であると認められるときに、返還を求めることを示す。

⑧その他必要事項

第7 補助金交付基準

奨励的補助金及び協働的補助金は、補助基本額（事業費）の2分の1以内で予算額を計上する。

負担的補助金は、定額もしくは、市の一定の算定式によって算出した額（所要額）で予算額を上限とする。

また、奨励的補助金及び協働的補助金については、決算繰越額が補助金の額以上である場合は、補助金額を上回る差額分を次年度の補助金額から減額する。

これらの基本原則による「分類別の交付基準」は次のとおりである。

◆分類別の交付基準

分類	交付基準
①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援（交付金） 【負担的補助金】	・ 所要額
②市との連携により実施する事業への財政支援（行政からはたらきかけで組織された団体、市を包括する組織等に対する補助） 【協働的補助金】	・ 補助率2分の1以内 ・ 終期期間を経過していないこと *
③啓発、誘導のための財政支援（制度補助及び特定団体への支援） 【奨励的補助金】	・ 補助率2分の1以内 ・ 終期期間を経過していないこと *

* 交付要綱に定める交付期間

第8 補助金見直しの基準

毎年度恒常的に交付している補助金、既に補助目的を達成したとみなされる補助金及び統合可能な補助金について見直しを進めることにより、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る。事業内容について、公共性の度合い、市民ニーズの高さ、さらに使途の適切さなど、その内容の見直し・検討を行い、交付事業の適正な執行や補助金の有効活用を図る。

担当部局で作成した「補助金チェックシート」（別紙1）を基に、企画財政課が、「補助金見直し基準」に従って各補助金の交付額を査定する。

◆補助金見直し基準（通算3年経過後の補助金に関する判断基準）

方向	項目	見直し手法、内容等
継続 (見直しを含む)	①法令等により補助の実施が義務付けられているもの	経費を精査
	②国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務であるもの	経費を精査 *国・県補助終了後に廃止
	③他市町との協議により市の負担が決定しているもの	経費を精査 *他市町との協議
	④行政目的を達成するために行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの	経費を精査
	⑤補助金交付基準に適合しており、補助の必要性が認められるもの	経費を精査
廃止	①事業費補助金への切り替え等が必要となるもの	廃止（場合により事業費補助金への切替等）
	②施策の浸透、普及により補助目的が達成されたもの	廃止
	③社会情勢の変化により補助の目的・視点・内容が適切でなくなり事業効果が薄れているもの	廃止（場合により年次縮減、終期設定等）
	④長期的にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明または乏しいもの、事業目的が曖昧になっているもの	廃止（場合により年次縮減、終期設定等）
	⑤その他、交付に関する基準に適合していないと認められる事業又は団体に対して補助するもの	廃止（場合により年次縮減、終期設定等）
変更費用	補助金になじまない事業 (市の直接経費で支出)	委託費、報償費等の検討 (場合により年次縮減、終期設定等)
統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助（委託）があるため、整理統合により効果があがるもの	経費精査＋同一団体及び同一趣旨の統廃合

第9 補助金額の算定根拠

補助金チェックシートの評価の後、補助金額については下記の基準・算式により、補助金額を査定することとする。

①別紙チェックシートによる評価を行い、総合得点を算定する。

公益性・効率性・公平性・優先性・必要性の5項目の評価について、項目ごと各5点の基準で算定し、合計25点満点とする。

②評価の総合得点について、下記削減率等に基づき、補助金額を査定する。

総合得点	20点以上…現行維持、17～19点…10%削減
	14～16点…15%削減、10～13点…20%削減
	9点以下…廃止

③奨励的補助金・協働的補助金について、交付基準により補助金額が事業費の2分の1を上回る場合、その上回る額を補助金から減額する。

④奨励的補助金・協働的補助金について、団体の事業費決算で、補助金額以上の繰越額又は積立額がある場合、上回る額を補助金額から減額する。なお、団体の会費・事業収入等を考慮する。

■補助金額算定式

見直し後の査定補助金額＝【現行補助金額】－【評価点による削減額】

－【事業費1/2を超える額】－【補助金額を超える繰越額】

なお、査定後の補助金額は、現行補助金額の2分の1を削減上限とする。また、市内に校区等で支部を有する各同種団体への補助金について、評価等による削減額がある場合は、同種団体全体で一定の率（10%）を削減上限とする。政策見直し分として、政策上調整が必要な部分については別枠を設定する。補助金の見直しについては、補助金額だけでなくこれからの方向性として、見直しにより継続・廃止・費用変更・統廃合のいずれかに定めていくものとする。

上記の「補助金額算定式」により算定した額を超える補助金を予算計上する場合には、(別紙2)「団体運営補助金交付理由書」を担当部局にて作成するものとする。

第10 その他

当基準は原則3年ごとに見直しを行うこととするが、これに限らず社会情勢等が変化した場合は必要に応じて適宜見直しを行うとする。

附 則

この基準は、平成24年度予算から適用する。

附 則

この基準は、平成27年度予算から適用する。